

【事案Ⅱ－１】後遺障害共済金請求

・2023年9月19日 裁定打切り

<事案の概要>

被共済者は、腎機能の悪化により2014年10月に生体腎移植術を施行し免疫抑制療法を継続したものの効果が得られず、2020年8月に移植腎機能廃絶し透析となった。診断書上では「労働能力が全くなく終身労務に服することができない」とされているため契約者である申立人は重度障害（身体障害等級第3級の4）に該当するとして被申立人に対し共済金を請求したところ、「身体障害等級表の第5級の1」に該当するため重度障害共済金は支払わないとの通知がされた。それに対して、申立人は医師の「労働能力が全くなく終身労務に服することができない」という診断書どおりに認定すべきであるとして、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は死亡・重度の障害共済金の4,000,000円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 被共済者の症状は、身体障害の状態の定義である「身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態 その他会が認めるもの」に該当する。

(2) また、被共済者の症状は「施行規則」第14条に準ずる「重度障害」第3級の4、「胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」に該当すると診断した医師の「後遺障害診断書」を打ち消す根拠がない。

(3) したがって、被申立人の「身体障害等級 第5級の1の3」の認定基準「～略 特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」とする判断は、医師の診断を無視したものであり、この決定には不服である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 本件の場合、後遺障害診断書より、労災保険の障害認定基準の「胸腹部臓器の障害」に該当し「泌尿器の障害 じん臓の障害」にもとづいて等級認定することとなる。そして、じん臓の障害はじん臓の亡失の有無および糸球体濾過値（GFR値）による

じん機能の低下の程度により認定することと定められている。(本件の場合、じん臓の障害の最上位である第7級の5に該当する。)また、後遺障害診断書より血液透析を導入したことが確認できる。血液透析は標準的に週3回医療機関に通院し、1回3~5時間かかるとされている。透析中は日常生活および労働に制限はあるものの、透析中以外では労務に従事したり家事労働に従事したりすることは可能であり、血液透析を受けていることのみをもって身体的・機能的な労働能力を全く失ったとはいえないため、全体像として「特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」として「身体障害等級 第5級の1の3」と評価したものである。

- (2) 本件の場合、後遺障害診断書の「日常生活上の所見」には全項目に記入がないこと、「日常生活上の介護の要否」には「排便・排尿」以外記載がないことから、他の項目について障害はないと解される。同診断書の「労働能力の喪失の程度」では神経系統・胸腹部臓器について「イ. 労働能力が全くなく終身労務に服することができない」に該当すると記載されているが、これらの記載の事実からは被共済者に労働能力が全くないとの主治医の回答は労災保険の「労働能力」の考え方を加味したものとは判断できず当該記載を認定に採用することはできない。

また、同診断書には「体調によっては日常生活も困難」とあり、体調に変動があるものの、障害状態として固定されたものではなく、体調が良いときは日常生活に制限はないことが確認できる。

- (3) 後遺障害診断書には症状固定日として生体腎移植術を施行した日と同日の2014年10月15日と記載されているが、その後徐々に腎機能悪化し、2020年8月3日に移植腎機能廃絶し透析を導入したこと、2022年4月13日付の診断書には透析再導入と記載されていることから、後遺障害診断書に記載された症状固定日を採用することに疑問がある。当該後遺障害診断書の「現在までの治療内容と効果」の「2020年8月3日に移植腎機能廃絶し透析となった」という記載から本件の身体障害は2020年8月3日以降に生じたというべきである。

<裁定の概要>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された一切の書面や証拠資料を精査し、慎重に検討するとともに、中立かつ公正な第三者である専門家に意見を求め、判断の参考とすることが相当であると考え、症状固定日、重度障害状態の判断について、意見照会を行ったところ、「提出された診断書、診療録等の記録のみではこれらの判断は困難である。」との回答であった。

当審議会は、裁判外紛争解決機関であり、証人尋問などの強制力を伴う証拠調べをする権限を有しないなど、その事実解明権能には制約が存するところであるから、申立人、被申立人双方において、争点をめぐる事実関係についてさらに立証を尽くそうとするのであれば、それは裁判所における訴訟手続によることが妥当であり、裁定開始後に裁定手続規則第16条第十号に規定する事由に該当することが判明したときに該当すると判断し、同規則第28条第二号に基づき、裁定打切りとした。